

P T A

学校教育活動を支援することを目的とし、
学校・家庭・雇用主・地域社会との連携をはかります。

令和元度P T A会長 山内 光恵 氏

羽松高校P T A 年間活動計画予定

4月	P T A役員会
5月	教育振興会・P T A合同総会
9月	教育振興会・R T A合同会議
11月	羽松祭
1月	P T A役員会

石川県立羽松高等学校P T A会則

(名称)

第1条 本会は石川県立羽松高等学校（以下本校という）P T Aと称し、事務局を学校内におく。

(目的)

第2条 本会は学校、家庭、雇用主、地域社会との関係を密にして生徒の生活指導を行い、学校の教育活動を助成することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は本校に在籍する生徒の保護者、またはそれに代わる者ならびに本校に勤務する教職員を会員とする。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 学校教育の振興と施設の拡充に関すること。
- (2) 生徒の更正指導及び補導に関すること。

(3) 会員相互の親睦及び教養の向上を図ること。

(4) その他目的を達成するために必要な事業。

(役員)

第5条 本会は下記の役員をおく。その任期は1年とし、再任は妨げない。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 母親代表 1名

(4) 会計 1名 (学校事務長)

(5) 監事 2名

(6) 評議員 若干名

第6条 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会・臨時総会・総務委員会・生徒指導委員会を招集し、司会する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。

監事は事務及び会計を監査する。

評議員は第4条の目的達成を図り、事業運営を処理する。

第7条 会長・副会長は総会において選出する。

監事・評議員は会長が任命する。

(会議及び委員会)

第8条 本会の会議・開催時期及び審議事項を下記の通りとする。

1. 総会は毎月5月末までに開くものとする。但し、臨時総会は会長の必要と認められた時、開くことができる。

2. 総会では下記の事項を行う。

(1) 役員選出 (2) 事業計画 (3) 予算 (4) 決算

(5) 会則の改廃 (6) その他

3. 下記の各種委員会を置く。

(1) 総務委員会 (2) 生活指導委員会

(3) 母親委員会 (4) 広報委員会

(会計)

第9条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれにあてる。

第10条 会費の額は、毎年総会において決定する。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(慶弔)

第12条 PTA会員の慶弔に関して次の通り定める。

ア 慶事について

慶事については、その都度会長と校長が協議の上決定する。

イ 弔事について

- (1)教職員が死亡したとき、その遺族に対して 10,000 円をおくる。
- (2)生徒が死亡したとき、その保護者に対して 10,000 円をおくる。
- (3)生徒の保護者が死亡したとき、その遺族に対して 10,000 円をおくる。
- (4)生徒又は保護者が死亡したとき、その遺族に対して生花一基をおくる。

第13条 その他について

その他についても、会長と校長が協議の上決定する。

付則 平成17年4月1日より施行する